



Title	淀川三十石船とくらわんか舟
Author(s)	音代, 節雄
Citation	懐徳. 1954, 25, p. 62-66
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/90277">https://hdl.handle.net/11094/90277</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 淀川三十石船とくらわんか舟

### 音代節雄

懷德堂の藤塚氏から淀川交通史に興味深き三十石船とくらわんか舟の寄稿を求められた。しかし三十石船に就ては、古いところでは「大阪市史」に片鱗が載つてゐるし、近くは黒羽矢治郎氏の「近世交通史研究」に經濟史的な研究が發表され、更に同氏は「枚方市史」にも執筆された。私も文學的に此船を扱つて「枚方市史」に載せた。くらわんか舟に就ては「上方」昭和十二年七月號に高木隆氏が資料を發表され、東光治氏は「枚方市史」に考證をものされた。私も文學的に「淀川文化史叢考」に聊か記した。其後新資料を見るに従い、ノートを作つて居るので、茲に兩船の概説と近世文學に現れた一部分を紹介する。

幕府免許の淀川交通機關として其獨占營業を三百年間繼續していた三十石船は専門語では三十石過書船といふ。これは淀川を上下した唯一の定期交通機關であつて、その乗客に飲食物を販賣したのが、枚方のくらわんか舟である。それで此兩船は親子の關係にあり相即不離の状態にあつた。大阪の住吉大社には三十石船所有者並に船頭から獻じた石燈籠が今も數基残つてゐる。くらわんか舟は一名、茶舟とも稱しこれも住吉大社に石燈籠が見られる。三十石船は明治初期には尙營業を續け外輪の蒸汽船が出現してからは廢業して其地位を譲つた。しかし曳船として汽船に曳航され貨物船となり、又稀には遊覽船として、川下りに利用されていた。現在でも此方面的の注文は尙づついてゐる。一方くらわんか舟は全く姿を消し、枚方名物くらわんか餅に其名を止め、別名茶舟餅も賣られている。

いつの時代でも獨占營業は儲かるのである、現に鹽、煙草、國鐵、配電、等々。そこで中世でもギルド的な座が各地に無數に發生して利潤の追及に覇を争つた。淀川交通に誰が此好條件を見逃そう。始めて淀川筋の三十石船に免許を與えられたのは天正年間で河村與三郎、木

村孫三郎の兩人が過書船支配となり、慶長年間に至つて

河村與三右衛門、木村宗右衛門に代り、元和元年には河

村氏に代つて角倉與一が過書奉行に任じた。慶長八年の

徳川家康の朱印狀、同十七年の徳川秀忠の黒印狀が大阪

市史に載つてゐるが、現物は既に失われ、寫のみであつ

たが、唯一の文獻であるから左に轉載する。

條、

一大坂傳法尼ヶ崎山城川伏見上下仕過書船、御公用とし

て年中に銀子貳百枚可致運上事

一公儀、御用公事船之事、如有來川通船番折、仕可出之

事

一奉公人之船、二者運貨不可取之、但、商賣物於積者相改、材木於積來者奉公人屋敷之内へ直ニ可取之、材木屋へ

遣間敷事

一貳拾石船之運貨、銀子五貫目宛可取之、船大小雖有之

運貨ハ右之貳拾石船ニ應シ可取之事

一鹽肴之運貨、右可爲同前事

一下り船之上米者貳割取て下シ可申事

一新過書三拾壹人ニ船壹艘宛のせ可申事

右之條、被定置訖、若此外船持對商人、非分於申掛者可被加御成敗者也

慶長八年十月二日

淀川三十石船とくらわんか舟

御朱印

河村與三右衛門  
木村 宗右衛門  
過書中

河村與三右衛門  
木村 宗右衛門  
過書中

右の確認が秀忠によつて更に右の如く行われた。

大坂傳法尼ヶ崎山城川伏見上下之過書船之事、任去慶長八年十月二日御朱印之旨、彌不可有相違者也

慶長十七年三月廿一日

御黒印

河村與三右衛門  
木村 宗右衛門  
過書中

過書中

右の文書を意譯すると、淀川筋の免許船は御用金として一年に銀子二百枚を幕府へ支拂わなければならなかつた。又舟の徵發には順番制で應ずること、尙奉公人は特別扱いされた。材木には制限があつて運賃も高かつた。

二十石船の運賃は銀子五貫目であつたから之が標準となり、從つて三十石船は七貫五百である。下り船に對し二割の公課は随分高い。新免許船は三十一人乗である。寛永三年十一月の制札には八軒家から枚方までの上り卅石船の運賃は借切七匁八分、乗合一人につき十五文であつた。下りは伏見から枚方まで借切一匁七分、乗客一人につき四文であつた。大坂伏見間上り借切三十五文乗客一人十七文で下りは借切四匁四分、乗客一人十文であつ

た。享保九年九月の改定には増額され上り借切枚方まで十一匁七分、通行税五分となつた。勿論閘運賃は厳重に取締つた。卅石船の定員は大體廿八人、船頭四人が定りで上りは一日又は一夜、下りは半日である。制札所は大坂、尼崎、伏見、枚方で天保五年十二月十七日運賃値上申請書が出された。現在のトラックの検問所の如く、淀川筋には監視の役人が詰めて居て伏見、淀、橋本、枚方平田、大坂に船番所が設けられ、京都には過書會所があつた。船番所の役人は五十四人、役名は元締役、過書船番所詰、過書座年寄、年寄格、役人、船場改役、手代、手代格、組頭、組頭格、勘定方格、勘定方介役といふのが萬延元年の辭令通牒に見える。留倉、木村兩家の元締は變らない。三十石船は上りには綱をつけて曳いて上つたのである。

くらわんか舟の資料は案外少い。旭堂南陵の講談で有名な難波戦記のくらわんか船の由來によると徳川秀忠を助けた船頭平六が元祖となつてゐるが、どこまで信用出来るか疑わしい。傳説では徳川家康と大久保彦左衛門の危急を助けたことになつてゐたり、秀忠と安藤治右衛門になつたりして區である。地元の枚方にも有力な資料が發見されず、柱本の葉間家にあるのが唯一かも知れぬが、その由來書によると同家は淀川舟運には古くから關

係があり、近世に至つては山崎合戦、方廣寺大佛建立の時並に大坂陣、朝鮮使節來朝の際にも、運輸に盡力した。寛永十二年九月柱本から源三郎という者が一隻の茶船と共に枚方に移轉した。これが枚方くらわんか舟の起源であると説く。かくて柱本から分派した枚方の茶舟は、共に淀川筋の飲食物販賣獨占権を握り、他者の介入は町奉行及角倉、木村兩家より差留めることを得た。かゝる間に枚方のくらわんか舟は地の利を得て益々繁榮し柱本を壓するに至つた。吾人の想像から出る結論としては、三十石船乗客の要求する飲食物を供給する者の出現するには自然の數である。茲に又利潤を追求して販賣權の獨占が問題となりそれをめぐつて紛争が生じる。それで自己の營業を權威づけるためには其起源を幕府の爲政者の許可に結び付けるのは是亦人情の然らしめる所である。故に大坂方の眞田幸村や後藤又兵衛の如き勇將に追撃せられた將軍や副將軍の危難を救うたといふ拔群の功績を其始祖の功績として吹聴し將軍より販賣權並に貴顯の前にても粗野な言語の使用を許されたと説くに至つたのであらう。將軍秀忠より船頭平六に賜つたといふ墨付なるものの口傳は勿論信ずる價値はない。現在柱本に墓碑があつて、碑面に「寛政七年八月一日逝去杉山平六是光易往院致格淨齋」とある由人傳に聞いたが、是をく

らわんかの元祖とする年代が餘りに新し過ぎ、後人が勝手に建てた供養塔であらう。くらわんか舟が船客用に出したくらわんか茶碗は現在、皿も湯のみでも、好事家の間に珍重されている。以上簡単に制限紙數内で三十石船とくらわんか舟との由來と經過を概説した。まだ少し餘裕があるので兩船の文學を略述する。

近世文學に現れるものは汗牛充棟只ならずである。その中最も興味あるのは十返舎一九の東海道中膝栗毛の描寫である。六編

こゝに東の都、神田の八丁堀に住む彌次郎兵衛北八といへる二人連のなまけもの……やがて伏見の京橋にいたりけるに、日も西にかたぶき、往來の人足はやく下り舟の人を集むる船頭の聲、やかましく、「サア／＼今出る船ぢや。乗らんせんか。大阪の八軒家ぢや。乘て行んせんかい。」彌「へ、ア、これがかの淀川の夜船だな。ナント北八、京から先へ見物するつもりで來たが、いつそのこと此船に乗つて、大阪から先へやらかさうか。」北「それもよからう。モシ乗合もありやすか。」せんどう「さうさかいの。乗るなら早う乗らんせ。急に出すさかい。コレ／＼草鞋といて乗らんせ。偉いへげたれぢやな。」北「エ、何をぬかしやアがる。氣のつええべらぼうだ。」……船は早ひらかたといへる

處近くなりたると見え、商船こゝに漕ぎ寄せく、商人「飯くらはんかい。酒のまんかい。サア／＼皆起きくされ。ようふさる奴ぢやな。」ト此船につけて遠慮なく苦ひきひろげわめき立つる。この商船は、ものいひがさつにいふを名物とすること、人のよく知る所なり。賣言葉に買言葉なれば、のり合「コリヤ飯持てうせい。えい酒があるかい。」北「いかさま腹がへつた。こゝへも飯を頼みます。」商人「汝も飯食ふか、ソレ食らへ、そつちやの童はどうぢやいや。ひもじさうな顔してけつかるが、錢がないかい。」彌「イヤこのべらぼうめ、何をふざきやアがる。」のり合「この汁は、味ない代り、根からぬるうでいかんわい。」商人「ねるかア水まほして食ひをれ。」のり合「何ぬかすぞい。そして此の芋も半勞も腐つてけつかる。」商人「その筈ぢや。えい所は皆内で煮いててしまふわい。」長崎「イヤ此奴、大膽なやつよオ。いかなちうつるばつてん、そのぬかしやうばい。」

まだ此悪口雜言の應酬が續く。是が三十石船客とくらわんか船頭の慣習である。曲亭馬琴も「蠶旅漫録」に言及し、本居宣長の「有馬日記」に喜多村信節の「嬉遊笑覽」に、西澤一風の「女大名丹前能」にも片影が見える。三十石船の文學には西鶴の諸作品、北條團水の

「一夜船」、並木正三の「三十石船始」、上田秋成の「膽大小心錄」其他數へ切れない。落語に舟石がある。

枚方の堤はてなき夕月に舟曳くかげのたえずもあるかな

隨縁集 伊達千廣

追記。拙稿發送後、藤塚編輯長より、紙數に尙餘裕があるから、言足らぬ所を、補足するようとの懇意があつた。それで要求のあつた「くらわんか舟」の語源及飲食物に就て聊か記述する。

此舟は、業者自身では「茶舟」又は「貨食舟」と稱した。これの徵證は、現在大阪の住吉大社に獻じた燈籠が残つてゐて、茶舟の銘があり、大阪府柱本の葉問家記錄にも「煮賣茶船」とあり、また「放方茶舟」「柱本茶舟」と記され、公儀に折衝する時の公稱であつた。放方の船井家は茶舟を家號としてゐる。

地誌類、例へば「河内名所圖會」には「貨食船」「濱川兩岸一覽」にも「貨食船」と稱してゐる。而して「くらわんか舟」とはいつ頃から呼ぶ様になつたのか不明であるが、勿論其賣聲から名付けられたのであらうが、世間の俗稱であらう。しかしこれの名は既に「くらわんか舟」という名を用いてゐる。茶舟の名は案外古く「大坂櫻林天滿千句」に素玄の「茶舟一艘川水の月」の句があり、「俳諧三部抄」に、全出地丸世の「豆腐／＼雪さし下す茶舟哉」の句がある。金澤兼光の「和漢船用集」には「茶舟」を解説して「攝州川々荷物運送の舟、捨石積なり。又屋形茶舟有。其名もと茶を煮て賣し船なる